

2020年度保険料軽減強化に伴う大野市の介護保険料改正(案)

段階	対象者	2018年		
		介護保険法施行令による規定	保険料基準に対する割合	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で市民税非課税の人 ・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の人	0.05を超えない範囲内で減額賦課【第39条第5項】	(本来 0.5) 0.45	(本来3,000円) 2,700円 (32,400円)
第2段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が80万円を超え120万円以下の人	—	0.7	4,200円 (50,400円)
第3段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が120万円を超える人	—	0.75	4,500円 (54,000円)
第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	—	0.9	5,400円 (64,800円)
第5段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	—	基準額	6,000円 (72,000円)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	—	1.2	7,200円 (86,400円)
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	—	1.3	7,800円 (93,600円)
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	—	1.5	9,000円 (108,000円)
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	—	1.7	10,200円 (122,400円)
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	—	1.75	10,500円 (126,000円)

2019年4月～		
介護保険法施行令による規定	保険料基準に対する割合	月額保険料(円)
0.125を超えない範囲内で減額賦課【第39条第5項】	0.375	2,250円 (27,000円)
0.125を超えない範囲内で減額賦課【第39条第6項】	0.6	3,600円 (43,200円)
0.025を超えない範囲内で減額賦課【第39条第7項】	0.725	4,350円 (52,200円)

2020年4月～		
介護保険法施行令による規定(予定)	保険料基準に対する割合	月額保険料
0.2を超えない範囲内で減額賦課【第39条第5項】	0.3	1,800円 (21,600円)
0.25を超えない範囲内で減額賦課【第39条第6項】	0.5	3,000円 (36,000円)
0.05を超えない範囲内で減額賦課【第39条第7項】	0.7	4,200円 (50,400円)

変更なし

※2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて行われる軽減強化実施のため、2019年4月からは2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定することとされており、2020年4月から完全実施となる。

【計算】 第1段階 2018年 0.45 × 6,000円 = 2,700円
 2019年 (0.45 - 0.3) = 0.15
 0.45 - (0.15 ÷ 2) = 0.375 × 6,000円 = 2,250円
 2020年 0.3 × 6,000円 = 1,800円

※大野市介護保険条例は、2019年4月と2020年4月の2回にわたり改正